

結婚相手紹介サービスのトラブル

- 性格診断アンケートをします
- 無料パーティを開催します
- コンピュータで理想の相手を探します
- すてきな人を紹介します
- 診断結果が出ました



- 希望条件と違う
- いつまでも紹介がない
- 中途解約できないと言われた
- 解約料が高すぎる
- パーティ参加の女性はアルバイト? (サクラ)

あなたへのアドバイス!

- 結婚相手紹介サービスは、サービスの提供期間が2ヵ月を超え、消費者が支払う金額が5万円を超えるものであれば、特定商取引法の特定継続的役務提供の対象になります。その場合は、中途解約が可能で、解約料にも上限額が決められています(契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフにより無条件で契約解除できます)。
- 契約書のない業者は避けましょう。
- 広告のイメージに流されず、内容を十分確認しましょう。
- お金を払ったからといって、結婚相手との出会いが保証されるわけではありません。過度の期待は抱かないようにしましょう。

